

## 家屋の固定資産税について

☎ 税務課 課税係 ☎ 282-1114

### ◎家屋を新築・増築したとき

家屋（車庫や物置など小さい家屋を含む）を新築または、増築されると、翌年度から固定資産税が課税されます。

固定資産税額の基礎となる評価額を算出するために、建物の内外（間取りや屋根、外壁、内装など）の調査と、契約書や平面図などの書類の確認を行い、固定資産税額を決定します。

**家屋調査については重要な調査となりますので、皆さまのご協力をお願いします。**



### ◎未登記家屋の所有者を変更したとき

未登記家屋の所有者が変更となった場合（売買、相続、贈与など）をした場合には、「未登記建物の所有者変更届」を必要書類とともに提出していただく必要があります。登記のある家屋と未登記の家屋が混在している場合、提出を忘れられる方が多いため、ご注意ください。

### ■必要書類

#### 【売買等の場合】

- ①譲渡証明書・売買契約書等の写し
- ②新・旧所有者両者の実印を押印した未登記建物の所有者変更届
- ③新・旧所有者両者の印鑑登録証明

#### 【相続の場合】

- ①相続人すべての続柄がわかる戸籍謄本
- ②相続人全員の同意書
- ③新所有者の実印を押印した未登記建物の所有者変更届
- ④相続人（新所有者）の印鑑登録証明

### ◎家屋を取壊したとき

家屋の全部または、一部を取壊した場合には「家屋滅失届」を提出してください。

年度の途中で取壊した家屋については、床面積の大小にかかわらず必ず届出をしてください。

なお、固定資産税は1月1日現在の状況により課税されますので、滅失届出のない場合や1月2日以後に家屋を取り壊した場合は、その年の固定資産税を納めていただくこととなりますので、ご注意ください。



### <登記建物の場合>

法務局で滅失登記の申請が必要になります。届出時期により課税台帳の滅失処理が間に合わない場合があるため税務課へ「家屋滅失届」を提出してください。（登記があるかどうかは、法務局にて確認が必要です）

### <未登記建物の場合>

「家屋滅失届」を町税務課まで提出してください。家屋滅失届に基づき、税務課職員が現地確認を行い、翌年度の課税対象から除きます。



※太陽光発電設備を設置した場合には、**固定資産税（家屋または、償却資産）の対象**になります。償却資産になるものについては申告が必要になりますので、税務課までお問い合わせください。

## 2020年工業統計調査が実施されます！

☎ 企画財政課 ☎ 282-1263

令和2年6月1日現在で、御船町で製造業を営む全事業所を対象とした工業統計調査が実施されます。

令和2年5月下旬から、製造業を営んでいる皆さまのところに調査員が訪問して、調査票の記入の仕方などをご説明しますので、ご協力をお願いします。

なお、インターネットでも簡単に回答ができますので、是非ご利用ください。

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村

<https://www.meti.go.jp>

工業統計 検索



### 工業統計調査

皆様のご回答をお願いします。  
ぜひインターネットでご回答ください。

調査期日 **令和2年 2020年 6月1日**

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村

## 国民健康保険税の計算方法が一部変更になりました

☎ 税務課 課税係 ☎ 282-1114

御船町国民健康保険税（略して『国保』という。）は、4月から年金から天引きされる対象者を除き、6月中旬に納税通知書を発送します。この度、昨年度（平成31年度）と今年度では、一部計算方法が変更になりましたので、お知らせします。

国保は、《県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じて決定した国保事業費納付金の額》から《国・県の補助金、町の収入額》を除くなどし、算出した額（賦課総額）を被保険者のみなさまで負担することで成り立っています。

国保は、右表の3要件からなり、原則として国保加入者全員の所得や人数で税額を計算します。

### ■国保税の3要件

算定	説明
医療分	御船町国民健康保険において年度内の必要な医療費の見込額から、国や県からの補助金や被保険者の自己負担金分を差し引いた総額であり、病気やケガをした時の医療費の財源
支援金分	後期高齢者医療制度に対し、若年層が支える支援金
介護分	40歳～64歳までの被保険者に課税される介護サービスの財源

昨年度（平成31年度）から変更となった点は以下の通りです。

国保税内訳	令和2年度 (A)	平成31年度 (B)	昨年度との比較 (A - B)	
医療分	所得割	8.20%	7.50%	0.70%増
	均等割	25,000円	22,000円	3,000円増
	平等割	22,000円	22,000円	変更なし
	賦課限度額	630,000円	610,000円	20,000円増
支援金分	所得割	2.80%	2.80%	変更なし
	均等割	9,000円	9,000円	変更なし
	平等割	8,000円	10,000円	2,000円減
	賦課限度額	190,000円	190,000円	変更なし
介護分	所得割	2.10%	1.80%	0.30%増
	均等割	13,000円	10,000円	3,000円増
	平等割	かかりません	かかりません	変更なし
	賦課限度額	170,000円	160,000円	10,000円増

### <用語の説明>

所得割・・・国保の被保険者の平成31（令和元）年中の総所得金額 - 基礎控除額（33万円）

均等割・・・国保の加入者に対してかかる金額

平等割・・・1世帯あたりの金額

低所得者に対して下表の割合にて軽減措置があります。国保の軽減措置については以下のとおりです。

軽減措置	説明
7割軽減	世帯の軽減判定所得が33万円以下 ※昨年度と変更無し
5割軽減	世帯の軽減判定所得が33万円+285,000円×被保険者数 ※昨年度より5,000円増
2割軽減	世帯の軽減判定所得が33万円+520,000円×被保険者数 ※昨年度より10,000円増

※ただし、世帯内の国保加入者において、一人でも所得が未申告のものがある場合は、対象外になります。（注）この軽減を受けるための手続きは不要です。

## 国保のQ&A

**Q** 会社を退職し、所得が激減したのに国保税が高いのは、なぜですか？

**A** 国保には、所得に応じた所得割額があります。計算の基礎となる所得は、前年の1月～12月までの収入に基づいて計算されます。

そのため、会社を退職されても、会社勤めをしていた前年中の所得を元に計算するため所得割額が高くなってしまふ場合があります。ただし、倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や雇止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、一定の条件を満たす場合、税務課窓口にて手続きをしていただくことにより、一定期間、国民健康保険税が軽減されます。

**Q** 加入者個人ごとに国保税を納付したいので、国保税を分けることはできますか？

**A** 国保税は国保に加入している人の分を合算して世帯主に納付していただくため、加入者ごとに国保税を分けて納付することはできません。（国保法第76条により国保の被保険者（加入者）の属する世帯の世帯主に請求させていただきます。）

**Q** 月の初めに国保を喪失する手続きをしたのですが、その月の国保税は納めなくてよいですか？

**A** 御船町の国保税は、普通徴収で1年間（12ヵ月）分を6月から3月までの10回払い（納期）となっており、各納期の国保税は、その月の分の国保税とはなりません。そのため、喪失の月について国保税はかかりませんが、月割で計算した結果、喪失の月以降にも納めていただくべき国保税額が残る場合があります。その場合はお納めいただくようお願いいたします。